

(令和元年度予算額) → (令和2年度要求額)

65百万円 → 2億円

【要求要旨】

介護現場の生産性向上・人材確保を図るための有効なツールの1つがICT化の推進であるが、各介護事業所で使用されている介護ソフトの互換性がない等の理由により、ICTを活用した情報連携が進まない状況にある。

また、健康寿命の延伸や効果的・効率的な医療・介護サービスの提供を実現するため、ICTを活用した医療機関と介護事業所の連携も求められている。

このため、介護事業所間の情報連携、及び医療機関と介護事業所の情報連携を全国で推進するために、実証実験等の事業を行うものである。

【事業内容】

1. 介護事業所間の情報連携

平成30年度には、介護事業所間での情報連携が可能となるよう標準仕様を作成し、令和元年度には、情報連携の際に求められるセキュリティ基準を検討する。令和2年度においては、情報連携を全国で推進していくために必要となる、以下の事業を行う。

① 実証実験

情報連携を行うために必要なクラウドを整備し、当該クラウドを用いて居宅介護支援事業所と介護事業所間の情報連携に関する実証実験を行い、事務作業量の軽減や効率化、及び事務経費の削減額や、かかり増し費用の調査を行う。

② ニーズ調査

①を踏まえて事業所に対するアンケート調査を行い、情報連携のニーズ把握や、情報連携時の費用負担額と活用事業所数の相関関係等に関する調査を行う。

③ システム構築に当たっての検討

①②を踏まえ、システムを構築した場合の参加事業所数、ランニングコスト等を算出し、全国に推進していくための方策を検討する。

2. 医療機関と介護事業所の情報連携

令和元年度には、平成30年度に総務省が行った実証実験の結果を受けて、医療機関・介護事業所連携のための標準仕様の検討を行っている。

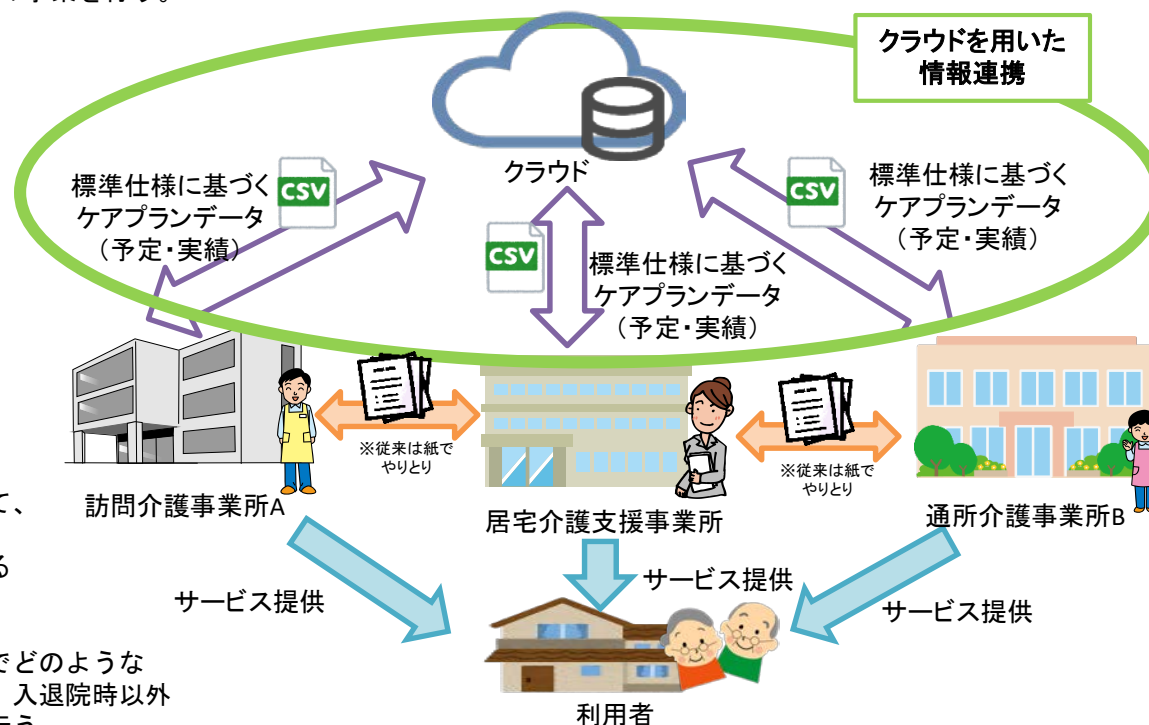
令和2年度においては、保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの検討状況を踏まえつつ、以下の事業を行う。

① ニーズ調査

医療機関・介護事業所連携にあたり、医療側・介護側のそれぞれでどのような情報を必要としているかを把握するため、入退院時のニーズ把握、入退院時以外（居宅サービス利用者が医療機関を受診する場合）のニーズ把握を行う。

② セキュリティ基準の検討

医療機関との連携時に求められるセキュリティ基準の検討及び実証実験を行う。



介護事業所間の情報連携の実証実験のイメージ

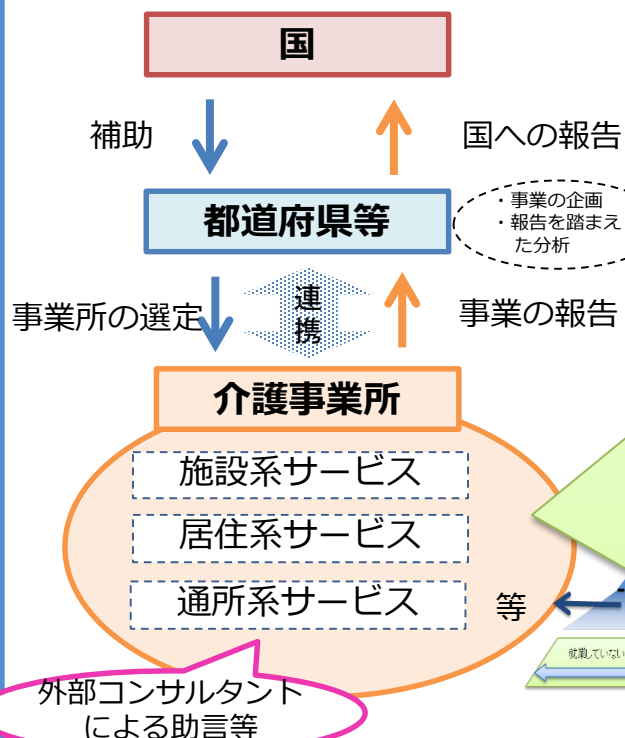
【実施主体】

国(民間(シンクタンク)等への委託を想定)

【令和2年度概算要求額】592,050千円（0千円）【推進枠】

- 生産年齢人口の減少が本格化していく中、終末期の看取りへの対応や認知症の各種症状に応じた対応など、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくためには、リーダー的介護職の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に合ったサービス提供体制のもとで、多様な人材によるチームケアの実践をさらに進めていくことが必要。
- このため、介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、外部コンサルタントを活用し、リーダー職の育成等チームケアの実践を強力に推進することにより、介護現場に従事する職員の不安を払拭し、介護人材の参入環境の整備、定着促進とサービス利用者の自立支援・満足度の向上を図る。こうした取組に係るかかり増し費用の助成等を行い、その成果の全国展開を図る。

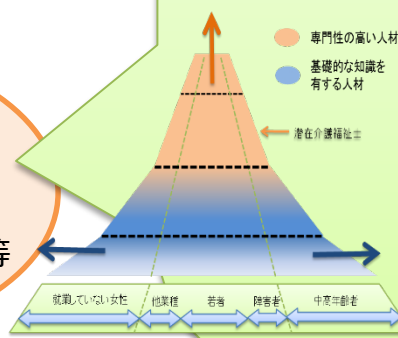
【事業イメージ】



【取組例】

◎生産性向上ガイドラインを踏まえ、外部コンサルタントを活用し、以下の視点により、チームケアの実践力向上の取組をさらに推し進め、これを全国展開していく。

- ・ リーダー職などの人材育成、キャリアパスの明確化（介護助手、介護職員の定着促進、キャリアアップ等）
- ・ 利用者の重度化予防、自立支援（状態変化への気付き、コミュニケーション等）
- ・ 事故発生防止、ヒヤリハットの減少
- ・ 家族支援、地域連携 等



- 介護福祉士等専門性の高い人材が能力を最大限発揮する仕組の構築
- 介護職員のキャリア・専門性に合ったサービス提供体制のもと、多様な人材によるチームケアの実践
- 地域の特性を踏まえ、介護助手等多様な人材を呼び込み、OJT研修等により育成する取組
- 一連の実践を踏まえた効果の検証、更なる改善点の検討

報告書の作成



- 取組を実施する自治体ごとに以下の項目を整理。
 - 地域の特性等、事業実施の背景
 - 取組の内容、ねらい
 - 効果測定、検証
 - 都道府県等による所見 等

国において、事業による成果を評価・整理し、全国にわかりやすく周知

【実施主体】

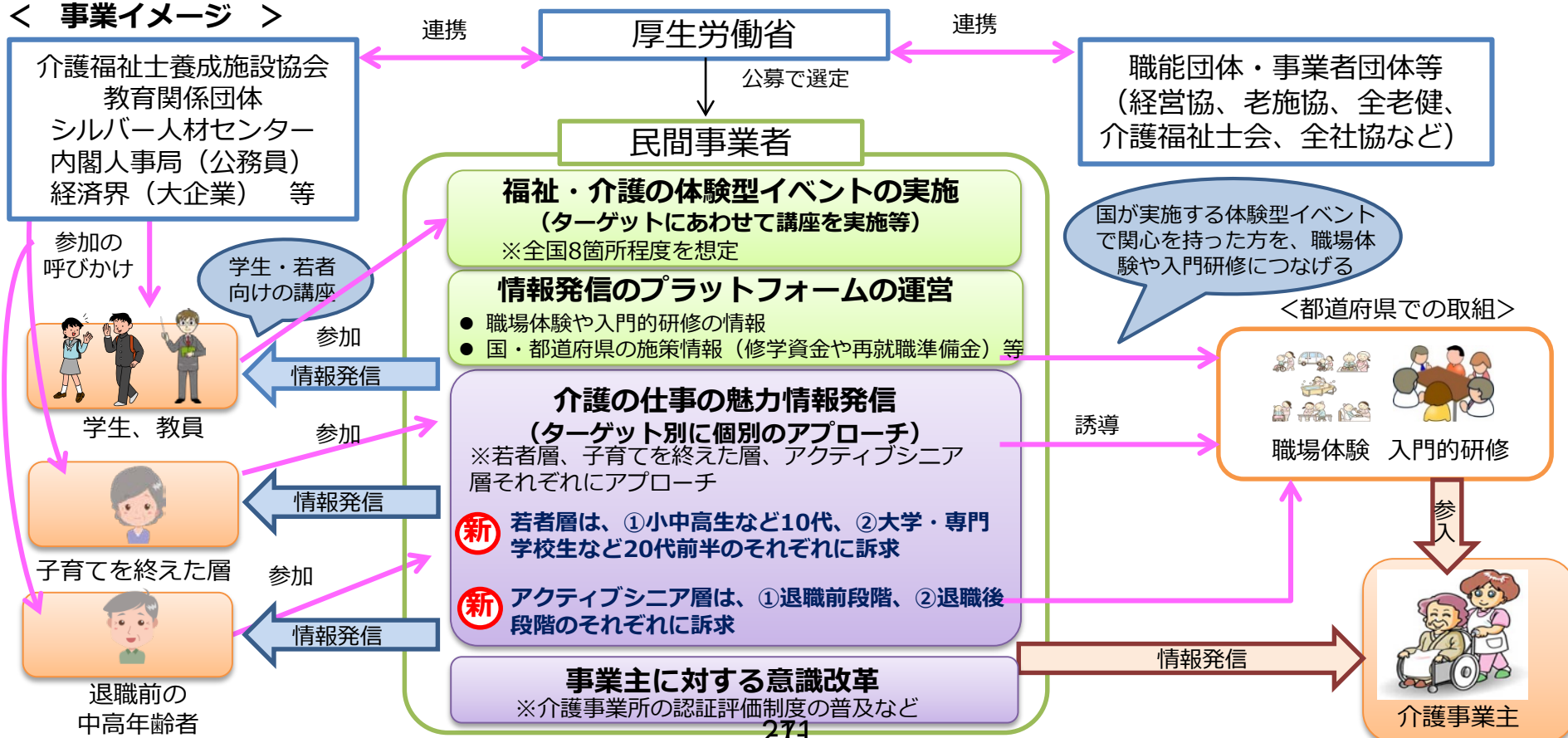
都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が認めた団体

【補助率】

定額補助

【令和2年度概算要求額】887,963千円（684,274千円）【一部推進枠】

- 介護の仕事の魅力発信については、福祉・介護型イベントの実施に加えて、①若者層、②子育てを終えた層、③アクティブシニア層に対する個別のアプローチ、介護事業所の事業主に対する意識改革により、魅力向上に取り組んでいる。
（ターゲット別アプローチの例）
 - ・若者層：新卒者向け就職フェアなどにおいて、介護の専門性や魅力、働き方の多様性、「残業が少ない」等を発信
 - ・子育てを終えた層：介護の専門性や魅力、働き方の柔軟性、「親の介護に役立つ」等を発信
 - ・アクティブシニア層：経済界等と連携し、退職前の中高年に対して介護の専門性や魅力、社会的重要性、「介護される側からする側へ」等を発信
- 令和2年度においては、さらにきめ細やかにアプローチできるよう、若者層については、①小中高生など10代、②大学・専門学校生など20代前半のそれぞれに、アクティブシニア層については、①退職前段階、②退職後段階のそれぞれに訴求できるような事業内容の拡充を図る。

＜ 事業イメージ ＞

関係府省庁連携の子どもの事故防止の取組：

「子どもを事故から守る！プロジェクト」

「子どもを事故から守る！プロジェクト」について

—消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）—

子供の事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。【消費者庁、経済産業省、関係省庁等】

Twitterによる情報発信、子ども安全メール

- 関係府省庁や国民生活センターの取組も含め、子どもの事故防止に関する情報を発信

「消費者庁 子どもを事故から守る！」公式Twitter

- ✓ 開始：平成29年4月26日～
- ✓ テーマ：「子どもの事故防止に役立つ情報の発信」
- ✓ 対象：子どもの保護者等
- ✓ フォロワー数：約7,800人（令和元年8月22日時点）

子ども安全メール from消費者庁

- ✓ 開始：平成22年9月～
- ✓ 配信日：原則、毎週木曜日
- ✓ テーマ：「子どもの思わぬ事故を防ぐための
注意点や豆知識の発信」
- ✓ 対象：子どもの保護者等
- ✓ 登録者数：約2万4千人（令和元年8月22日時点）



https://twitter.com/caa_kodomo



https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/

子どもの事故防止ハンドブックの作成と配布

- 「子どもを事故から守る！ 事故防止ハンドブック」を作成し、子どもの事故防止に向けた周知・啓発
- 地方公共団体消費者行政部局に事務連絡を発出し、ハンドブックの配布

子どもを事故から守る！ 事故防止ハンドブック(平成29年4月～)

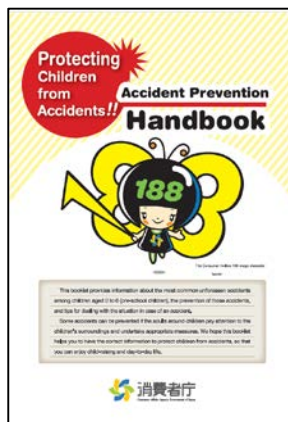
「未就学児に予期せず起こりやすい事故とその予防法、対処法のポイントをまとめたもの」

- ✓ 対象: 0歳～6歳の子どもの保護者等
- ✓ ハンドブックの利用について
 - ・消費者庁ホームページに掲載し、ダウンロードして活用
 - ・地方公共団体を中心として、冊子版を約25万部配布(令和元年7月1日時点)

<子どもの事故防止ハンドブック>



日本語版



英語版



中国語版



令和元年度「子どもの事故防止週間」

期間：7月22日（月）～28日（日） テーマ「お出かけや外での遊びの際には安全対策を」

実施主体：子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議

（内閣府、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁 事務局：消費者庁）

1. 消費者庁にて記者公表、政府広報による情報発信
2. 関係府省庁のウェブサイトやSNS（子どもを事故から守る！Twitter等）で発信
3. ポスターを地方公共団体や、関係府省庁に配布
4. 地方公共団体や関係団体への周知
5. 子供や保護者向け啓発イベントの開催
（7月22日東京、7月27日京都で開催） 等

地方公共団体での
周知・啓発

関係団体での
周知・啓発

各メディアでの報道

子どもの保護者、教育・保育関係者等

お出かけや外での遊びの際には
安全対策を

ライフジャケットを
着用しましょう！

海、川、プールなどでは
子どもから
目を離さないで！

公道では使用できません！
ヘルメットの着用を！

チャイルドシートを
正しく着用しましょう！

子どもの事故防止週間

期間 令和元年 7月22日（月）～7月28日（日）

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議

内閣府 警察庁 消費者庁 総務省消防庁 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度要求：477億円の内数)

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

《拡充》

子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため、保育所等に勤務する職員や巡回支援指導員を対象とした研修の内容に園外活動等における安全対策を加えるとともに、巡回支援指導の内容に園外活動等における安全対策の実地指導等の実施を加える。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ・研修事業：1回当たり 352千円

・巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円（管内の施設数等に応じた配置）

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

質の確保・向上のための研修事業



【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策（拡充） 等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起等を実施
※ 指導監査・立入調査の事前準備などの実施補助や、監査後のアフターフォローの実施についても、巡回支援指導員の役割として明確化
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導等を実施（拡充）

※ 認可外保育施設に対する巡回支援指導については、市区町村も実施可能である旨を要綱上明確化する。

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度要求：477億円の内数)

【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

《拡充》

保育支援者の業務に「園外活動時の見守り等」を加え、保育所外等での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 1 か所当たり 月額100千円

※園外活動時の見守り等にも取り組む場合 1 か所当たり 月額150千円

・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

【補助割合】 国：1/2、地方：1/2（都道府県：1/4、市区町村：1/4 又は 市区町村：1/2）

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

【通し番号217】子供を守る防犯ボランティアを支援するための経費

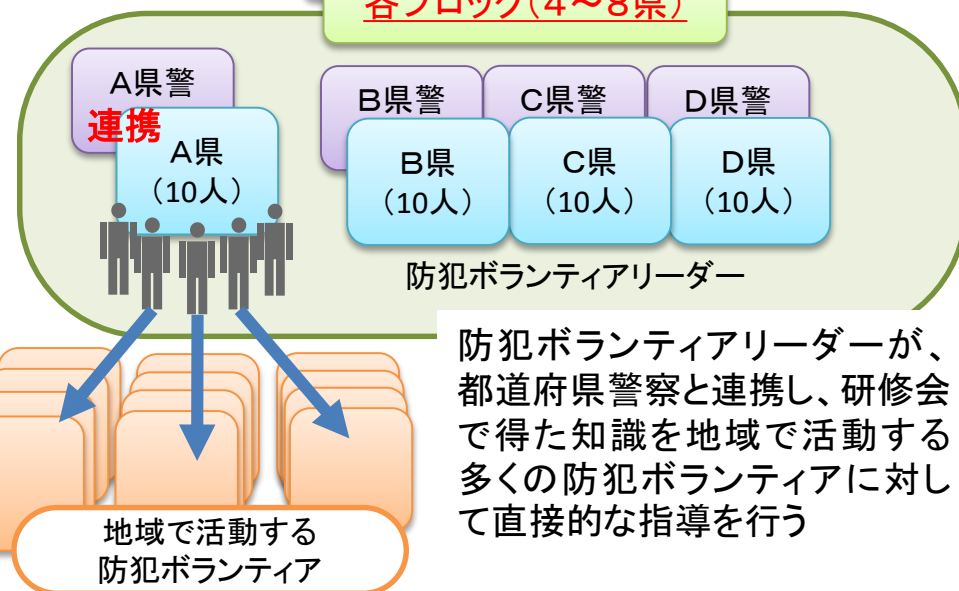
背景

- 通学路等を中心に子供の安全を見守るボランティアは、平素の活動における注意点、有事の際の110番通報、子供の避難誘導等の対応要領等の具体的な指導が必要。
- 特に、新潟県新潟市や神奈川県川崎市で発生した子供を狙った様々な事案等に備え、どのように見守り活動を進めればよいのかを教示する必要。
 - ⇒ そこで、効果的なパトロール方法や必要な資機材、警察が持つ安全な活動に資するための知識等を防犯ボランティアに教示する研修会を開催することで、事故なく効果的な防犯ボランティア活動を実現。

事業概要

防犯ボランティアリーダー等を 対象とした研修会の開催

各ブロック(4～8県)



防犯ボランティアリーダーが、都道府県警察と連携し、研修会で得た知識を地域で活動する多くの防犯ボランティアに対して直接的な指導を行う

開催概要

- 通学路等における子供の安全確保のための見守り活動等に係る啓発ツール(動画・リーフレット)を踏まえた、具体的な見守り活動の要領及び指導方法の教示
- 参加者・有識者等による防犯ボランティア活動に係る意見交換等

期待される効果

- 研修会を通じて具体的な見守り活動の要領等を防犯ボランティアリーダー等に対して伝達。
- 防犯ボランティアリーダーが地域で活動する防犯ボランティアへ主体的に伝達することで、防犯ボランティアによる子供の見守り活動の質と安全性の向上に繋げる。

未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の概要

【通し番号218】

国土交通省

内閣府・文部科学省・
厚生労働省

警察庁

④抽出結果の共有

所管機関

④抽出結果の共有

直轄道路管理者

都道府県道路管理者

市町村道路管理者

都道府県
担当部局

国立大学
法人

市町村
担当部局

都道府県警察

対象施設を管轄する
警察署

③抽出結果の報告

①依頼

①依頼

③抽出結果の報告

対象施設

- ② ➤ 自主点検の実施
- 危険箇所の抽出

⑤関係機関が連携した
緊急安全点検の実施

～9月末まで



⑥対策案を作成

～10月末まで

警察や道路管理者と連携しつつ、所管機関及び対象施設が主体的に作成
【対策メニューのイメージ】



【通し番号219】

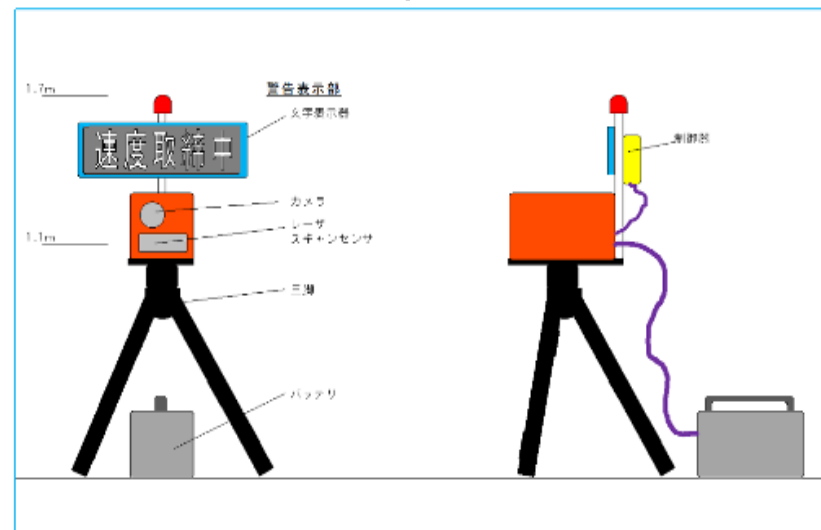
可搬式速度違反自動取締装置

◎小型で持ち運び可能

◎狭い場所でも使用可能



LED警告板



令和元年6月「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において策定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」では、可搬式速度違反自動取締装置を全国的に整備させることなどにより、子供の通行が多い生活道路等における適切な交通指導取締りを行うこととされた。



○重点通学路、幼稚園・保育所等周辺の生活道路等における取締り

○時速30キロメートル毎時の区域規制がなされた道路の入口等における指導

可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度取締りに関し、新聞報道等で、「従来の速度取締装置では取締りが困難であった狭い道路等でも活用が期待される。」などと取り上げられている。

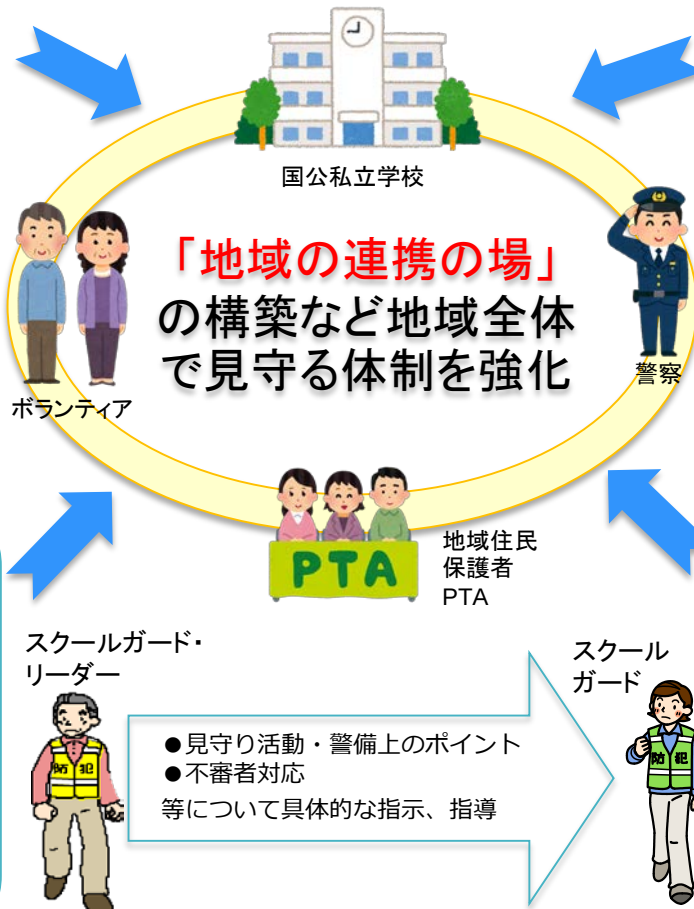
学校、通学路の安全確保に向け、昨今の児童生徒の尊い命を奪う交通事故・事件の発生も踏まえ、スクールガード・リーダー増員による見守りの充実や、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上を促進することにより、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化を図る。

■実施主体:都道府県及び市町村

■補助率:国庫補助率1/3、都道府県、市町村各1/3、※市町村直接実施の場合2/3負担

スクールガード・リーダー増員による見守りの強化

- スクールガード・リーダー（SGL）の空白地帯の解消に向け、現行の1,700人体制から4,000人体制へ増員
- スクールガード・リーダーの資質を備えた人材（警察官OB・教職員OB・防犯協会役員等）に対する育成講習会の実施（年間1地域10回開催）



スクールガード（ボランティア）の養成・資質向上

- 通学路で子供たちを見守るスクールガードの防犯に対する知識、非常時の対応策等を身に付けさせるための養成講習会を実施（年間1地域10回開催）
- 最新の安全に関する情報、不審者情報の共有

スクールガード・リーダーに対する活動支援

- スクールガード・リーダーによる指導、見守り活動に対する謝金、各学校を定期的に巡回するための旅費等の補助
- 装備品の充実（防刃ベスト等）
- 学校等の巡回活動等を円滑にするため、スクールガード・リーダーの連絡会等の開催を支援（全市町村）

スクールガードに対する活動支援

- 通学路や学校で子供の見守り活動の強化を図るため、「登下校防犯プラン」等に基づく防犯活動への支援（全市町村）

〔活動例〕

- ・防犯訓練の実施・通学安全マップの作成・登下校時のパトロール・地域の連携の場構築